

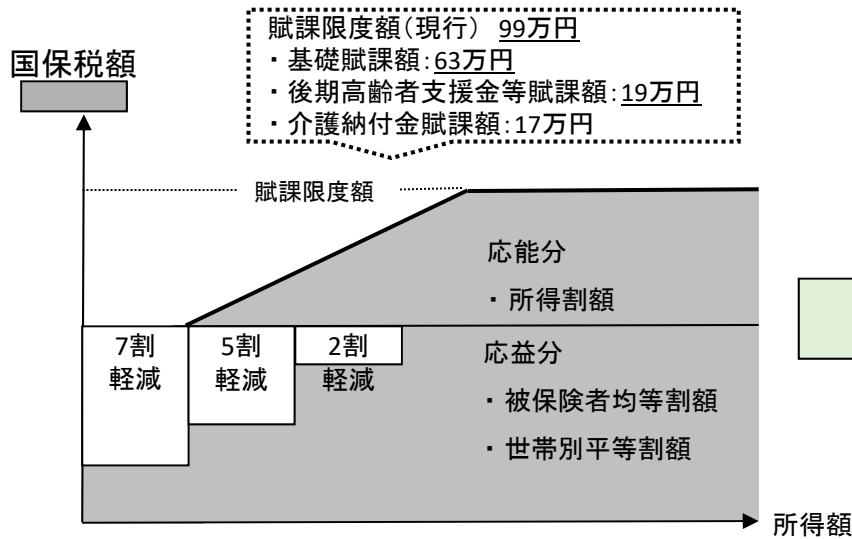
令和4年度国民健康保険税 賦課限度額の見直し及び未就学児の均等割額への軽減制度の導入

【資料3】

- I 国民健康保険税の基礎賦課限度額を現行の「63万円」から「**65万円**」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の「19万円」から「**20万円**」に引き上げる。
 - II 国民健康保険税の未就学児（小学校に入学する前の子ども）に係る均等割額について、その「**5割**」を公費により軽減する。
- ※ 制度導入による国民健康保険税の減収分については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置により全額補填される。

※地方税法等の一部改正予定

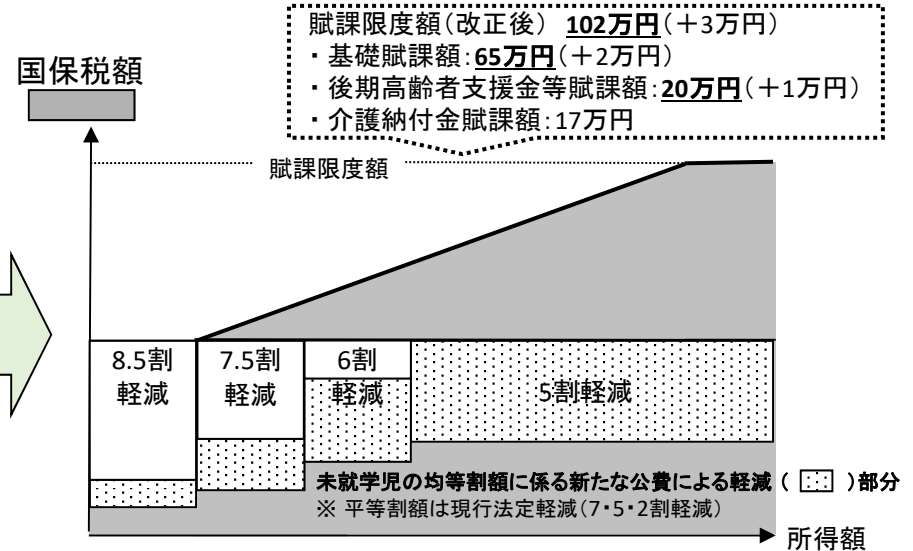
《現行》



《改正後》

I 賦課限度額の見直し

※ 賦課限度額引き上げにより、中間所得層に配慮した保険税設定が可能



II 未就学児の均等割額への軽減制度の導入

※ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための、国及び地方の取組

改正後法定軽減の適用(未就学児に係る均等割額部分)

- ・軽減なし⇒**5割軽減**
- ・7割軽減⇒法定軽減後の3割の半分1.5割が軽減され、合計**8.5割軽減**
- ・5割軽減⇒法定軽減後の5割の半分2.5割が軽減され、合計**7.5割軽減**
- ・2割軽減⇒法定軽減後の8割の半分4割が軽減され、合計**6割軽減**

■ 現行法定軽減の適用(被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

- ・7割軽減=43万円+10万円×(給与所得者等の数-1(※1))以下
- ・5割軽減=43万円+28.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
- ・2割軽減=43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

(※1) 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受ける者

(※2) 被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者でかつ後期高齢者医療制度へ移行した後も継続して移行時と同一の世帯に属する者も含む(特定同一世帯所属者)